



せみね監督署だより

ひと、くらし、
みらいのために

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

管内の労働災害は10.5%減と減少傾向を維持

- ▶本号では、**カスタマーハラスメントの義務化、10月の年次有給休暇取得促進月間**についてお知らせします。
- ▶10月1日から改正労働施策総合推進法が施行され、職場におけるカスタマーハラスメントが義務化されます。職場におけるカスタマーハラスメントとは、①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものをいいます。事業主が講ずべき措置については、裏面をご覧ください。
- ▶10月は年次有給休暇取得促進月間です。下半期に向けて体調を整えるためにも、年次有給休暇を上手に活用し、働き方・休み方を見直しましょう。
- ▶瀬峰署管内における休業4日以上の労働災害発生状況等についてお伝えします。
- 令和8年1～8月の瀬峰署管内の休業4日以上の死傷者数は、下記のとおり前年同期比で10人減少、率にして10.5%と先月に引き続いて減少を維持しており、死亡災害は令和7年に続いて0件となっています。
- 業種別では、運輸交通業が前年同期比100%、清掃・と畜業が前年同期比100%と先月と同様に大幅に増加しています。

瀬峰署管内の労働災害発生状況

令和8年9月8日現在

※休業4日以上（新型コロナウイルス感染症を除く）

業 種 別	令和7年		令和8年		前年同月増減			
	1～8月		1～8月		死傷		死亡	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	95		85		-10	-10.5%		
製造業	16		19		3	18.8%		
鉱業			1		1			
建設業	24		16		-8	-33.3%		
運輸交通業	3		6		3	100.0%		
貨物取扱業								
農業	3		1		-2	-66.7%		
林業	3		3					
畜産・水産業	4		2		-2	-50.0%		
商業	20		14		-6	-30.0%		
金融・広告業	1		1					
映画・演劇業								
通信業	4		1		-3	-75.0%		
教育・研究業								
保健衛生業	12		11		-1	-8.3%		
接客娯楽業			2		2			
清掃・と畜業	2		4		2	100.0%		
官公署								
その他の事業	3		4		1	33.3%		

カスタマーハラスメントの義務化について

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず**講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容(※)を、労働者に周知する
(※)管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

詳細については、宮城労働局雇用環境・均等室(022-299-8844)にお問い合わせください。

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

もっと自分らしい
Refresh/
働き方
休み方

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方
を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

年休とって
のんびりな秋。

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署